

	訓練延長給付		広域延長給付	全国延長給付	個別延長給付	
対象者	<p>受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が2年を超えるものを除く。）を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受ける期間内の失業している日について、所定給付日数を超過してその者に基本手当を支給することができる。</p>		<p>厚生労働大臣は、その地域における雇用に関する状況等から判断して、その地域内に居住する求職者がその地域において職業に就くことが困難であると認める地域について、広域職業紹介活動（※）を行わせた場合において、公共職業安定所長が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると認定する受給資格者について、所定給付日数を超過して基本手当を支給する措置（広域延長給付）を決定することができる。</p> <p>※広域職業紹介活動 求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための計画を作成し、関係都道府県労働局長及び公共職業安定所長に、当該計画に基づく広範囲の地域にわたる職業紹介活動</p>	<p>厚生労働大臣は、失業の状況が全国的に著しく悪化し、政令で定める基準（※）に該当するに至った場合において、受給資格者の就職状況からみて必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、所定給付日数を超過して受給資格者に基本手当を支給する措置（全国延長給付）を決定することができる。</p> <p>※政令で定める基準 連続する4月間（以下「基準期間」という。）の失業の状況が次に掲げる状態にあり、かつ、これらの状態が継続すると認められることとする。 ①基準期間内の各月における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に当該各月の末日における被保険者の数を加えた数で除して得た率が、それぞれ100分の4を超過すること。 ②基準期間内の各月における初回受給者の数を、当該各月の末日における被保険者の数で除して得た率が、基準期間において低下する傾向にないこと。</p>	<p>基本手当の受給資格に係る離職の日又は基本手当の支給を受け終わる日が、平成21年3月31日から平成29年3月31日までの間にある受給資格者（就職困難な受給資格者以外の受給資格者のうち、特定理由離職者（正当な理由により離職した者を除く）及び特定受給資格者に限る）であって、次の①又は②のいずれかに該当するものについては、所定の受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超過して基本手当を支給することができる。</p> <p>①次のa又はbに該当する者であって、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認めたもの a 基準日において45歳未満である者 b 厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者 ②公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者</p>	
延長日数	公共職業訓練等を受けるため待期している期間	90日を限度	90日を限度	90日を限度	原則	60日を限度
	公共職業訓練等を受けている期間	2年を限度				
	公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が相当程度に困難な者であると公共職業安定所長が認めた場合の当該公共職業訓練等の終了後の期間	30日を限度			算定基礎期間が 20年以上 であり、かつ、所定給付日数が 270日 又は 330日 であるもの	30日を限度
優先順位	①個別延長給付 ②広域延長給付 ③全国延長給付 ④訓練延長給付					